事務連絡

平成31年１月11日

障害児通所支援事業所　管理者 様

愛知県健康福祉部障害福祉課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

児童発達支援及び放課後等デイサービスの自己評価結果等の公表に

ついて（注意喚起）

　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）により、児童発達支援事業者においては平成30年４月から、放課後等デイサービス事業者においては平成29年４月から、ガイドラインに基づいた自己評価を実施し、その結果及び改善内容を１年に１回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられております。

自己評価結果等が平成30年度末時点で未公表の場合、通所給付費が平成31年４月１日から所定単位数の１５％減算となる（医療型児童発達支援及び平成30年５月１日以降に指定された事業所を除く。）ことについては、障害福祉サービス事業者等集団指導においても周知しておりますが、平成31年１月現在においても多くの事業所が未公表等となっています。

未公表等の事業所におかれましては、下記の評価手順等を参考に実施し、すみやかに公表してください。

なお、この通知は、既に公表された事業所についても送付しておりますので、御了承ください。

記

１　評価手順（参考）

(1)　職員による自己評価

　　事業所の職員が「事業者向け自己評価表」を用いて、事業所の支援の評価を行う。その際、「はい」「いいえ」等にチェックするだけでなく、各項目について「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について自己評価する。

(2)　保護者等による評価

　　事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等から回答をとりまとめ、「ご意見」欄の記述も含め集計する。

(3)　事業所全体による自己評価

事業所の職員による自己評価及び保護者等による事業所評価の結果を踏まえ、職員全員で討議し、項目ごとに評価を行う。特に、「課題や改善すべき点」について、認識をすり合わせる。

職員間で認識が共有された課題や改善すべき点について検討を行い、速やかに改善の対応を図る、若しくは、改善目標を立てる。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。

討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果を十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。

(4)　自己評価結果の公表

　　事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」と「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」をインターネットのホームページ等を活用して公表する。

(5)　愛知県への報告

　　ＷＡＭ ＮＥＴの障害福祉サービス等情報公表システムに公表場所（ＵＲＬ等）を登録する。（この登録をもって愛知県への報告とします。）

　※　登録するURLは、事業所トップページでなく、評価表が掲載されているページとしてください。

(6)　支援の改善

課題や改善すべき点の検討結果を踏まえ、速やかに改善の対応を図る、若しくは、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

２　留意事項等

(1)　評価表について

　　評価表等様式例は、障害福祉課ホームページに掲載していますので、参考にしてください。（<https://www.pref.aichi.jp/>soshiki/shogai/jikohyoukakekkatoukouhyou.html）

なお、様式例以外の独自の評価表でも構いませんが、ガイドラインを網羅した内容としてください。

(2)　留意事項

　事業所における自己評価は、保護者等による事業所評価を踏まえて行うものであり、保護者等へのアンケート調査が必要になります。

　また、事業所内掲示や利用者への結果送付のみでなく、平成31年３月31日までに上記１(5)のとおり障害福祉サービス等情報公表システムへの掲載(県の承認)が必要です。

　平成30年５月１日以降に指定された事業所においては、指定後１年以内に公表しない場合は減算となりますのでご留意ください。

担　当　事業所指定・指導グループ

電　話　０５２－９５４－６３１７（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　０５２－９５４－６９２０

メール　shogai@pref.aichi.lg.jp